

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第2条の2—第2条の6）

第1章の3 建築物の建築に関する届出等（第2条の7）

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第3条—第12条）

第3章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等（第13条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第7号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則の用語の意義は、法の定めるところによる。

第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

（市長が定める図書）

第2条の2 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第1条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

（軽微変更該当証明の交付申請）

第2条の3 省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第3条に規定する軽微な変更該当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（取下げ）

第2条の4 法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（記載事項等の変更）

第2条の5 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は第3条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第15条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

第1章の3 建築物の建築に関する届出等

（市長が定める図書）

第2条の7 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第12条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第4の左欄の区分に応じ、それぞ

れ右欄に定めるものとする。

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(市長が別に定める機関による審査)

第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第4条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、別表第5の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第23条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第6の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書(様式第6号)に省令第25条第2項の通知書(法第31条第1項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 認定建築主は、省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したときは、速やかに、工事が完了した旨の報告書(様式第8号)に次に掲げる図書及び書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書(様式第9号)の写し(建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項の規定により定めた工事監理者(工事監理者を定める必要のない工事の場合にあつては、工事施工者)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認を受けたもの)
- (2) 建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による検査を要する建築物の場合にあつては、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済証の写し
- (3) 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあつては、断熱材の施工状況が確認できる写真
- (4) その他市長が特に必要と認める図書

(報告の徴収)

第9条 認定建築主は、法第32条の規定に基づき前条の報告以外の報告を求められたときは、報告内容を説明するための図書を添えて、状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第11条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書(様式第12号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第13号)により認定建築主に通知するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等

(市長が別に定める機関による審査)

第13条 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第14条 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第7の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第30条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第6の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第15条 法第36条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第16条 市長は、法第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第17条 市長は、法第37条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第13号)により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第18条 基準適合認定建築物の所有者は、法第38条の規定に基づき報告を求められたときは、報告内容を説明するための図書を添えて、状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条の2関係)

区分	図書の種類
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般財団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度(以下「BELS」という。)に基づく評価書の交付を受けた場合(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	BELSに基づく評価書の写し
代理者によって申請を行う場合	当該代理者に委任することを証する書類

別表第2(第2条の2関係)

区分	図書の種類
別表第1の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	省令第1条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書(BELSに基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。)

別表第3(第2条の7関係)

区分	図書の種類
全ての届出	付近見取図
届出に係る建築物が一戸建て住宅の場合であって、当該住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価	設計住宅性能評価書の写し

書の交付を受けた場合(建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)	
届出に係る建築物が、BELSに基づく評価書の交付を受けた場合(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	BELSに基づく評価書の写し
代理者によって届け出を行う場合	当該代理者に委任することを証する書類

別表第4(第2条の7関係)

区分	図書の種類
別表第3の図書の種類に掲げる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合	各種計算書(建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容)
別表第3の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	各種計算書(建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容)

別表第5(第4条関係)

区分	図書の種類
第3条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合(法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)	設計住宅性能評価書の写し
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し
代理者によって認定の申請を行う場合	当該代理者に委任することを証する書類

別表第6(第4条、第14条関係)

区分	図書の種類
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合	当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

別表第7(第14条関係)

区分	図書の種類
第13条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
申請に係る建築物が、法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この表において「性能向上計画認定」という。)を受けた	性能向上計画認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下

場合	この表において単に「検査済証」という。)の写し
申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定を受けた場合	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	建設住宅性能評価書の写し
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
代理者によって認定の申請を行う場合	当該代理者に委任することを証する書類

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者の氏名

印

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】

【適合判定通知書交付年月日】

【適合判定通知書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 備考 1 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

様

桑名市長 印

下記による申請に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 建築場所
桑名市
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は大切に保管してください。

取下げ届

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 提出（申請）した規定
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第2項
 - 桑名市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第2条の3第1項
- 2 提出（申請）年月日
年 月 日
- 3 提出（申請）に係る建築物の位置
桑名市
- 4 取下げ理由

受付欄（※）	台帳記載（※）
	年 月 日 台帳記入

- 備考
- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 「（※）」欄は、記入しないでください。
 - 3 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

記載事項等変更届

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。

適合判定通知書番号及び年月日又は 軽微変更該当証明書番号及び年月日	第	号	年	月	日
主要用途					
建築場所	桑名市				
建築主等の住所 氏名・名称の変更	旧				
	新				
その他の変更	旧				
	新				
変更の理由					

受付欄（※）	台帳記載（※）
	年 月 日 台帳記入

- 備考
- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 「（※）」欄は、記入しないでください。
 - 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

取下げ届

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定による次の申請を取り下げたいので、届け出ます。

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申出）
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
桑名市
- 4 取下げ理由

受付欄（※）	台帳記載（※）
	年 月 日 台帳記入

- 備考
- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 「（※）」欄は、記入しないでください。
 - 3 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申出者

氏名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめるので申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
桑名市

備考 申出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

軽微な変更届

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名

印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。

認定番号及び年月日	第	号	年	月	日
認定に係る建築物の位置	桑名市				
工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更（6か月以内）	旧				
	新				
建築物又は住戸の名義変更	旧				
	新				
その他の変更	旧				
	新				
変更の理由					

受付欄（※）	台帳記載（※）
	年 月 日 台帳記入

- 備考
- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 「（※）」欄は、記入しないでください。
 - 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

報告者
（認定建築主）

氏名 印
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
桑名市
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき建築物の新築等の工事が完了したことを確認した建築士又は建設工事の受注者
（ 級）建築士 （ ）登録第 号
住 所
氏 名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
所在地
名 称
- （※）認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した工事施工者
工事施工者の名称
建設業許可（ ）第 号
主任（監理）技術者の氏名 印
所在地
- 5 軽微な変更の有無 有・無

- 備考
- 1 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 （※）欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。
 - 3 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書（様式第5号）の写しを添付してください。
 - 4 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届（様式第3号）を併せて届け出てください。

様式第9号（第8条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

（ 級）建築士 （ ）登録第 号

住 所

氏 名

印

確認者

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

所在地

名 称

（※）工事施工者の名称

建設業許可（ ）第 号

主任（監理）技術者の氏名

印

次のとおり、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った 部位、材料種 類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適 合の場合は内 容）	備考（変更内容）
躯体の外 皮性能					
空気調和 設備（住宅 にあって は暖冷房 設備）					
機械換気 設備					
照明設備					
給湯設備					
昇降機					
エネルギ ー利用効 率化設備					

（※）欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

状況報告書

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

報告者

氏名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

エネルギー消費性能の向上に関する法律第32条又は第38条に基づき報告の求めのあつた事項について、桑名市エネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条又は第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
桑名市
- 4 報告する事項

- 備考
- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 報告者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 報告内容を説明するために必要な図書を添付してください。

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第
条第 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
桑名市
- 4 認定しない理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場
合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）
に、桑名市（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）を被告として、処分
の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（審査請求をした場合に
は、審査請求に対する裁決があった日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がな
い限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改善命令書

年 月 日

様

桑名市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
桑名市
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、桑名市（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

認定取消し通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定により認定した、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物について、同法第 条の規定に基づきその認定を取消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
桑名市
- 5 取消し理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、桑名市（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。